

○多治見市火災予防指導運用指針（平成13年決裁）の一部を改正する新旧対照表：予防課

新	旧
○多治見市火災予防指導運用指針 平成13年決裁	○多治見市火災予防指導運用指針 平成13年決裁
第2 防火対象物の項別判定 《略》	第2 防火対象物の項別判定 《略》
<u>9 タイヤ販売店について</u> <u>次の要件を満たす場合には（12）項イとして取り扱う。</u> <u>（1）主にタイヤ交換、脱着の作業を行う事業形態であること。</u> <u>（2）主として従業者以外の者の使用に供する部分（個人の住宅は除く。）が150㎡未満であること。</u> 《略》	<u>【新設】</u> 《略》
第3 施行令第32条について 《略》	第3 施行令第32条について 《略》
5 仮設建築物における消防用設備等の取扱い 建築基準法第85条に規定する仮設建築物の消防用設備等は、通常の建築物と同様に、規模、用途等に応じて消防用設備等を設置させるものとする。ただし、定期的に巡視する等、容易に火災を感知できる措置を講じ、かつ定期的に消防訓練を実施する場合において、次に掲げる消防用設備等に応じ、施行令第32条を適用することができる。 <u>（代替可能な設備は除く。）</u> 《略》	5 仮設建築物における消防用設備等の取扱い 建築基準法第85条に規定する仮設建築物の消防用設備等は、通常の建築物と同様に、規模、用途等に応じて消防用設備等を設置させるものとする。ただし、定期的に巡視する等、容易に火災を感知できる措置を講じ、かつ定期的に消防訓練を実施する場合において、次に掲げる消防用設備等に応じ、施行令第32条を適用することができる。 《略》
<u>6 倉庫（14）項の誘導灯について</u> <u>2階建て以下で延べ面積300㎡未満（無窓階含む）については施行令第32条の適用とする。</u>	<u>【新設】</u>
<u>7 消火設備の配管及びポンプの併用について</u> <u>（1）連結送水管、連結散水設備の配管は併用不可とする。</u> <u>（2）配管に送水を遮断するための装置を設けない場合、次のいずれかであれば施行令第32条の適用とする。</u> <u>ア 同一防火対象物に2種以上の消火設備がある場合、各設備の規定水量のうち最大水量にその他の消火設備の規定水量の50%以上を加算した水量以上の性能を有するもの。</u> <u>イ 同一階（屋外消火栓にあつては、1階とする。以下同じ）に、2種以上の消火設備がある場合は、当該階における各設備の規定水量を加算した量以上の性能を有するもの。</u> <u>ウ その他、2種以上の消火設備に支障の生じない性能を満たすと消防長又は消防署長が認めたもの。</u>	<u>【新設】</u>
<u>8 特例の内容が軽微なものとして「消防用設備等の設置基準特例適用申請」を要しない防火対象物の取扱いについて</u> 以下に掲げる消防用設備等は、消防長が火災の発	<u>6 特例の内容が軽微なものとして「消防用設備等の設置基準特例適用申請」を要しない防火対象物の取扱いについて</u> 以下に掲げる消防用設備等は、消防長が火災の発

新	旧
生又は延焼の恐れが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるものとして、令第32条の規定を適用し、その申請及び承認の手続きを経ずとも、設置を省略することができる。 (1) 非常警報器具の設置義務対象となる令第24条第1項に規定する防火対象物においては、比較的小規模な対象物であり、非常警報器具の設置がなくとも、肉声等により容易に火災の発生を報知することができるもの。 (2) 誘導灯の設置義務となる特定用途以外の防火対象物（<u>延べ面積</u>100㎡以下） (3) 誘導灯の設置義務となる _____ 防火対象物の個人住宅部分 (4) 誘導標識の設置義務となる特定用途以外、かつ、普通階である防火対象物においては、誘導標識の設置がなくとも、火災等の発生に際して容易に避難することができるもの。 (5) 第5建築基準法関係2(2)ウに該当するもの。 ※ 上記(1)から(5)は、現に存する防火対象物にあっても同様に取り扱うものとする。 《略》 第5 建築基準法関係 《略》 2 階と階の間に建築された床及び竣工後に用途が発生し階となった床（以下「中間床」という。）の取扱いについて (1) 建築基準法令による規制は、建築主事等の判断による。 (2) 消防法令による規制は、次による。 ア 床として取り扱われる中間床は、階数に算入するものとして、次のイ又はウに該当する場合の施行令第11条第3項第1号及び施行令第26条第1項の適用を除き法令どおり規制する。 イ 次の(ア)又は(イ)に該当する場合の施行令第11条第3項第1号の適用については、それぞれの定めるところによる。 (ア) 一の中間床の床面積（2以上の中間床相互の距離が1m未満である場合は、それぞれの床面積を合算した数値。図2参照）が50㎡未満の場合は、下階からの屋内消火栓設備又は代替設備のホースが中間床の最遠部に届けば屋内消火栓設備を設けなくてもよい。 (イ) 一の中間床の床面積が50㎡以上の中間床相互の距離が1m以上の場合は、施行令第11条第3項第1号の規定にかかわらず、各々に屋内消火栓設備を設けること。（防火対象物又はその部分が施行令第11条第1項に該当すること	生又は延焼の恐れが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるものとして、令第32条の規定を適用し、その申請及び承認の手続きを経ずとも、設置を省略することができる。 (1) 非常警報器具の設置義務対象となる令第24条第1項に規定する防火対象物においては、比較的小規模な対象物であり、非常警報器具の設置がなくとも、肉声等により容易に火災の発生を報知することができるもの。 (2) 誘導灯の設置義務となる特定用途以外の防火対象物（ _____ 100㎡以下） (3) 誘導灯の設置義務となる <u>単体用途</u>防火対象物の個人住宅部分 (4) 誘導標識の設置義務となる特定用途以外、かつ、普通階である防火対象物においては、誘導標識の設置がなくとも、火災等の発生に際して容易に避難することができるもの。 _____ ※ 上記(1)から(4)は、現に存する防火対象物にあっても同様に取り扱うものとする。 《略》 第5 建築基準法関係 《略》 2 建築物竣工後に設けられた床の取扱い _____ について 階と階の間に増築された床（以下「中間床」という。）についての取扱い。 (1) 建築基準法令による規制は、建築主事等の判断による。 (2) 消防法令による規制は、次による。 ア 床として取り扱われる中間床は、階数に算入するものとして、次のイ又はウに該当する場合の施行令第11条第3項第1号及び施行令第26条第1項の適用を除き法令どおり規制する。 イ 次の(ア)又は(イ)に該当する場合の施行令第11条第3項第1号の適用については、それぞれの定めるところによる。 (ア) 一の中間床の床面積（2以上の中間床相互の距離が1m 未満である場合は、それぞれの床面積を合算した数値。図2参照）が50㎡未満の場合は、下階からの屋内消火栓設備又は代替設備のホースが中間床の最遠部に届けば屋内消火栓設備を設けなくてもよい。 (イ) 一の中間床の床面積が50㎡以上の中間床相互の距離が1m以上の場合は、施行令第11条第3項第1号の規定にかかわらず、各々に屋内消火栓設備を設けること。（防火対象物又はその部分が施行令第11条第1項に該当すること

新	旧
が前提である。）。 ウ 固定されている階段 <u>（はしごは除く）</u> が存しない中間床の部分には、施行令第26条第1項の規定に関わらず誘導灯を設置しないことができる。また、階段 <u>　</u> が設置されている中間床で床面積が <u>100㎡以下又は室の最遠から15m以下の</u> 場合も誘導灯を設けなくてもよい（無窓階も含む。）。 エ （2）イの中間床で、（2）イ（ア）に該当し、下記（ア）の場合は、自動火災報知設備の発信機及び地区音響を設けなくてもよい。 （ア）下階の地区音響が容易に聞き取ることができるように壁等の区画がなく開放されている状態であれば当該部分に発信機及び地区音響を設ける必要がない。 （3）（2）イ（ア） <u>　</u> 及びエについては、施行令第32条を適用する。 第3章 消防用設備等の技術基準 <略> <u>7 FRP製の水槽について</u> <u>（1）原則、地盤面下に埋没して設けること。</u> <u>（2）不燃材料で造られた壁、柱、床および天井（天井のない場合にあっては屋根）で区画され、かつ窓および出入口等の開口部に防火設備を設けた専用の室、または機械室、ポンプ室その他これらに類する室に設けること。</u> <u>（3）屋外または主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上等に設けるものは、当該建物の外壁等および隣接する建築物若しくは工作物等から3m以上の離隔距離を有すること（外壁等が不燃材料で、かつ、開口部に防火設備が設けられている場合はこの限りでない。）。</u> <略> 第4章 火災予防条例 第1 条例の届出 <略> <u>6 乾燥設備について</u> <u>第3章消防設備等の技術基準に定める消火器の付加設置を要しないものについては、届出を省略できるものとする。</u> <略> 平成13年制定 <改正履歴> <略> 令和6年10月1日 改正 <u>令和7年●月●日 改正</u>	が前提である。）。 ウ 固定されている階段 <u>等</u> が存しない中間床の部分には、施行令第26条第1項の規定に関わらず誘導灯を設置しないことができる。また、階段 <u>等</u> が設置されている中間床で床面積が <u>50㎡未満の</u> 場合も誘導灯を設けなくてもよい（無窓階も含む。）。 エ （2）イの中間床で、（2）イ（ア）に該当し、下記（ア）の場合は、自動火災報知設備の発信機及び地区音響を設けなくてもよい。 （ア）下階の地区音響が容易に聞き取ることができるように壁等の区画がなく開放されている状態であれば当該部分に発信機及び地区音響を設ける必要がない。 （3）（2）イ（ア） <u>、ウ</u> 及びエについては、施行令第32条を適用する。 第3章 消防用設備等の技術基準 <略> <u>【新設】</u> <略> 第4章 火災予防条例 第1 条例の届出 <略> <u>【新設】</u> <略> 平成13年制定 <改正履歴> <略> 令和6年10月1日 改正
摘要	改正理由：過去の指導方針、現行基準を整理したため、一部改正するもの。